

平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 全 日 本 空 輸 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 伊東 信一郎
(コード番号 9202 東証・大証各第 1 部)
問合せ先 総 務 部 長 小 辻 智 之
(TEL . 0 3 - 6 7 3 5 - 1 0 0 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 22 日開催予定の第 64 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました規定の削除、条数の繰上げ等所要の変更を行うものがあります。

なお、現行定款第 7 条(株式の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

- (2) 株券電子化を機に、当社の株式に関する手数料を無料にしたことに伴い、現行定款第 14 条につき、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 6 条 (条文省略)	第 1 条～第 6 条 (現行どおり)
第 7 条(株式の発行) 本会社は、その株式に係る株券を発行する。	(削除)
第 8 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
第 9 条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 本会社の単元株式数は 1,000 株とする。	第 8 条(単元株式数) 本会社の単元株式数は 1,000 株とする。
② 本会社は、第 7 条の規定に係らず単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	(削除)

現行定款	変更案
第 10 条（单元未満株式の買増し） 本会社の单元未満株式を有する株主（株主には実質株主を含むものとし、以下同様とする。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。	第 9 条（单元未満株式の買増し） 本会社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。
第 11 条（条文省略）	第 10 条（現行どおり）
第 12 条（外国人等の株主名簿への記載または記録の制限） 本会社は、次の各号のいずれかに掲げる者からその氏名及び住所を株主名簿に記載または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が本会社の議決権の 3 分の 1 以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載または記録することを拒むものとする。 1. 日本の国籍を有しない人 2. 外国または外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの 3. 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体	第 11 条（外国人等の株主名簿への記録の制限） 本会社は、次の各号のいずれかに掲げる者からその氏名及び住所を株主名簿に記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が本会社の議決権の 3 分の 1 以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記録することを拒むものとする。 1. 日本の国籍を有しない人 2. 外国または外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの 3. 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
第 13 条（条文省略）	第 12 条（現行どおり）
第 14 条（株式取扱規則） 本会社の株式及び新株予約権に関する取扱い手続、手数料、ならびに株主の権利の行使方法については、法令、もしくは本定款をもって定める場合を除き、取締役会の定める株式取扱規則による。	第 13 条（株式取扱規則） 本会社の株式及び新株予約権に関する取扱い手続、ならびに株主の権利の行使方法については、法令、もしくは本定款をもって定める場合を除き、取締役会の定める株式取扱規則による。
第 15 条（条文省略）	第 14 条（現行どおり）
第 16 条（基準日） 本会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使できる株主とする。	第 15 条（基準日） 本会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使できる株主とする。
第 17 条～第 39 条（条文省略）	第 16 条～第 38 条（現行どおり）
第 40 条（剰余金の配当） 剰余金の配当は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。	第 39 条（剰余金の配当） 剰余金の配当は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して行う。
第 41 条（条文省略）	第 40 条（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2009 年 6 月 22 日（月曜日）【予定】

定款変更の効力発生日 2009 年 6 月 22 日（月曜日）【予定】

以 上